平成２３年度経営所得安定対策情報管理システムの保守業務仕様書

１　件名

平成２３年度経営所得安定対策情報管理システムの保守業務

２　目的

平成１８年度より運用を開始した「経営所得安定対策情報管理システム」について、平成２３年度の円滑なシステム運営を行うため、各種機器の障害復旧、運用支援業務を行うことを目的とする。

３　期間

平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで

４　設置場所

経営所得安定対策情報管理システム（以下「本システム」という。）が設置されるデータセンターサーバ室（設置場所：東京都江東区）

５　管理対象システム

管理対象システムは、「経営所得安定対策情報管理システム」とし、機器構成等については、農林水産省が提供する本システムの関連資料（ソフトウェア一覧、ハードウェア一覧、概要書、取扱説明書等）を参照すること。

６　経営所得安定対策情報管理システムの概要

本システムは、国の重要施策である水田・畑作経営所得安定対策（以下「対策」という。）の交付事務手続を支援するために、データセンターに設置したサーバーを使用し、申請者ごとに各種要件の判定、交付金額の算出、通知作成等を行うものであり、平成１７年度より開発を開始し、平成１８年度より運用しているところである。

対策は根拠法令である「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成１８年法律第８８号）」をもとに、平成１８年度より申請手続が始まり、年間、十数万件の申請が見込まれることから、本システムの運用を円滑に行うことが必要不可欠である。

７　業務の内容

本システムの運用を円滑に行うため、農林水産省の本システム担当職員（以下「担当職員」という。）と連携し、以下の業務を実施すること。なお、それに係る費用は本調達の範囲とする。

（１）障害復旧業務

①障害対応

・本システムの機器及び業務アプリケーションに、システム障害等、サービスを中断又は著しく低下させる事象が発生した場合は、原因分析・切り分けを実施し、解決と復旧に向けた迅速な対応を実施すること。

なお、障害原因が業務アプリケーションに起因する場合には、改修業務を実施すること。

・ 障害の検知方法については、データセンター内運用監視による報告及び担当職員からの電話連絡によることとする。
・ 障害の解決と復旧にあたり、以下にあげる第三者との調整が必要な場合は、受注者において調整、検討事項のとりまとめ及び資料作成等を行い、実施すること。
　　機器等保守業者
　　業務アプリケーション開発業者
　　本システムと連携するシステムの運用支援業者
　　その他（ネットワーク管理部門担当者　等）
・ 障害対応は、平日（閉庁日を除く）9:30 ～ 18:15 に実施すること。
・ 障害原因及び対応状況については、適宜農林水産省に報告すること。
・ 本システムの機器故障時の修理については、ハードウェアのメーカーとの契約で対応することとし、本仕様に含めない。

②バックアップ・リストア

障害発生時、農林水産省の了解の上、バックアップデータからの復元（リストア）を実施すること。

③手順書等の修正

・ 障害対応等によりシステムの操作性に変更が生じた場合には、利用者向けの操作手順書を改版すること。改版時期については、担当職員と協議すること。
・ 障害対応等によりシステムの運用手順に変更の必要性が生じた場合は、運用手順書を改版すること。改版時期については、担当職員と協議すること。

（２）運用支援業務

①ヘルプデスク

・ 担当職員から、本システムの機能や業務アプリケーションの操作方法、その他一般的なシステムの技術的事項等に関する問い合わせ（以下「質問等」という。）に対応する窓口を、受注者側に設置すること。
・ 質問等は、担当職員から、電話、メールにより、随時必要に応じて行うため、電話、メールでの受付窓口を設けること。
　また、必要に応じてＦＡＸでのやりとりが行えること。
・ 対策の内容を十分に理解していること。
・ 受付及び対応は、平日（閉庁日除く）9:30 ～ 18：15 まで実施すること。

②各種マスタ等変更（年度更新等）

・ 各種マスタの変更が必要な場合に、変更作業を実施すること。
・ 各種マスタの変更に伴いユーザデータにも変更が必要な場合は、変更内容及び変更時期を農林水産省と協議の上、データメンテナンス作業を実施すること。

③ソフトウェアの管理

ソフトウェアの管理を行うこととし、ソフトウェアの不具合や技術的な問い合わせを行うこと。この部分に係る費用も全て本調達の範囲とする。

④定期点検

本システムの稼働を良好に維持するため、バックアップテープの交換、機器の点検、システム稼働状況のチェックを、担当職員と協議の上、期間中に２回以上行うこと。

⑤運用全般

本システムの運用全般（担当職員からの指示による、サーバ停止／起動、ウ

イルス対策、システムの設定変更、ネットワーク管理担当者等との打合せ出席による技術的助言等）についての支援業務を行うこと。

⑥データセンター賃貸借業務への対応窓口及び支援

別途行われている、データセンター賃貸借等業務について、データセンター運用担当者からの問い合わせ窓口及び、運用監視業務全般（運用手順変更がある際のシステム側影響確認及び設定変更、運用監視業務にて必要に応じた打合せ出席等）についての支援業務を行うこと。

8　農林水産省の提供物件

農林水産省は、本業務に必要な下記ドキュメントを提供するものとし、受注者は、当該ドキュメントの仕様等に基づき本業務を実施するものとする。

なお、本システム関連資料のうち、ソフトウェア一覧、ハードウェア一覧及び取扱説明書については、公告期間中に必ず閲覧し、本システムについて理解しておくこと。

ドキュメント名	提供時期
（1）本システム関連資料（ソフトウェア一覧、ハードウェア一覧、概要書、設計書、取扱説明書等） （2）データセンター関連資料（データセンター利用手引書等）	契約締結時 ※注

9　受注者の提出物

受注者は前記の農林水産省からの提供物や作業実績等に基づき、下記の提出物を納入期限までに提出し、農林水産省の承認を得ること。

提　出　物	提出期限	形　式
（1）作業計画書 ・業務の進め方と業務の内容 ・従事担当者一覧表（責任者名、作業者名及び各担当者の作業範囲を明記） ・連絡体制図	契約締結後１週間以内に提出	書類１部及び電子媒体
（2）作業実績報告書 ・期間内の作業実績を取りまとめた報告書	平成 23 年 9 月 30 日（農林水産省の求めに応じて随時）	書類１部及び電子媒体

提出場所：農林水産省経営政策課経営安定対策室（ドアＮＯ．別５１４）

１０　セキュリティ対策

・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（2009年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）」、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」及び「情報セキュリティに係る遵守事項」（別紙）について遵守すること。

・本調達の受注により知り得たすべての事実については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

・システム設定等を追加、変更、廃棄等した場合は、その際の設定、構成等の履歴を記録すること。

１１　応札者の条件

・　本仕様書に示す業務を契約開始時から履行できること。
・　過去３年以内に、ＬＡＮシステム、インターネットシステムを利用した電算処理システムの保守を行った実績を有していること。
・　本システムは、機密性の高いデータを取り扱うことから、財団法人日本情報処理開発協会のＩＳＭＳ認証基準（Ver2.0）によるＩＳＭＳ認証取得事業者かつ財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者に適合し、国際標準機構の ISO9001（認定範囲「33　情報技術」、登録範囲「情報通信システム」に係る内容）等の、システム運用上有効な公的資格を取得している組織であること。
　また、セキュリティ及び品質管理を確保するために有効な「JIS　Q　27001」を取得していること。

１２　受注者側の体制及び責任

（１）運用支援体制

受注者は、本業務の実施にあたっては、以下の体制をとること。

①　実施責任者には、プロジェクトマネジメント経験を有する専門家を配すること。
②　実施責任者は、プロジェクトマネジメントに関する体系的な知識を有し、実際に同知識を活用してプロジェクトマネジメントを履行した経験を有すること。
③　実施責任者は、原則として、契約期間全てにおいて同一担当者が実施し、案件全般に関して実務的責任と権限を有すること。

（２）作業時の要求事項及び請負者責任

受注者は、本仕様書に定める要求事項の履行に際し、以下の責任を負うものとする。

①　業務の実施にあたって、農林水産省行政情報システム等他部門の担当者との協議が必要となった場合は、担当職員と共同で必要な対応を行うこと。
②　本システムの運用に極力影響を及ぼすことなく作業を行うこと。
　ただし、やむを得ず一時的にシステムの運用を停止せざるを得ない場合は、担当職員と協議の上、その指示に従って作業を行うこと。
③　作業過程において機器の紛失、損傷などの事故が生じた場合は、天災その他不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合を除き、全て受注者が責任を持って対応すること。

１３　その他

（１）使用機器

本業務に必要な機器は受注者が負担し、農林水産省が指定した場合は農林水産省が準備する機器を使用することとする。

（２）業務場所

障害復旧作業等、作業内容によっては、農林水産省が準備する作業場所で実施することとする。

（３）知的財産等

・　本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利に含む全ての著作権及び営業秘密は農林水産省に帰属し、農林水産省が独占的に使用するものとする。ただし、受注者は本契約

履行過程で生じた著作権及び営業秘密を自ら使用する場合は、農林水産省と別途協議するものとする。

また、著作者人格権は行使しないものとする。

・ 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、農林水産省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を受注者が行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、農林水産省は当該紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（４） 特記事項

本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打合せを行うこと。また、保守対象システムの変更があった場合は、担当職員と協議して対応方法を決定すること。

※注：農林水産省の提供物件　②は仕様書に添付。①及び③は公募時は経営局経営政策課経営安定対策室の窓口で閲覧（必須)。④及び⑤は契約締結時に提供。

①ソフトウェア一覧、ハードウェア一覧
②概要書
③取扱説明書
④設計書
⑤データセンター関連資料

システム概要

１．目的

経営所得安定対策情報管理システム（以下、本システム）は、水田・畑作経営所得安定対策に係る支払事務を円滑に執行するための電算処理システムである。

本システムにより、申請および審査、支払業務の運用を簡便化するとともに、農林水産省本省における一元的なデータ管理およびデータ処理を実現する。

２．対象範囲

本システムは、各種申請書のデータ入力・取込、期間平均生産面積の算定・移動、生産条件不利補正交付金の算定、収入減少影響緩和交付金・積立金の算定、要件判定、加入・交付審査、交付決定、官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）との連携業務などを対象とする。
但し、交付金の振込については、各農政局の官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）において行う。

農政局・農政事務所・地域課は、ローカルでの各種申請書のデータ入力に加えて、農林水産省イントラネットを利用し、入力した各種申請書データの取り込み、各種審査、交付金の支払業務などを行う。

また、農林水産省本省は全機能を利用できるが、主にシステム管理を行う。

３．基本方針

本システムにおけるローカルでのデータ入力機能は、Excelを利用した形式で構成する。
本システムにおける農林水産省イントラネットを利用したWebシステムは、J2EE技術を基盤として構成する。